定例監査の結果(令和6年8月19日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準(以下「監査基準」という。)第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積 算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについて も監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から 監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関 係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
1	県立総合技術研究所畜産 技術センター	令和6年6月12日	令和6年5月29日	実地	3
2	広島県動物愛護センター	令和6年6月6日	令和6年5月23日	実地	4
3	県立呉高等技術専門校	令和6年6月4日	令和6年5月21日	実地	5
4	県立呉三津田高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月12日	書面	6
5	県立三原高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月21日	書面	7
6	県立大竹高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月14日	書面	8
7	県立大柿高等学校	令和6年6月3日	令和6年5月22日	実地	9
8	県立吉田高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月6日	書面	10
9	県立松永高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月4日	書面	11
10	県立上下高等学校	令和6年6月5日	令和6年6月5日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
11	県立河内高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月17日	書面	13
12	県立安西高等学校	西高等学校 令和6年8月19日		書面	14
13	県立西城紫水高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月30日	書面	15
14	県立西条特別支援学校	令和6年8月19日	令和6年6月7日	書面	16
15	広島東警察署	令和6年4月25日	令和6年4月25日	実地	17
16	広島南警察署	令和6年5月28日	令和6年5月28日	実地	18
17	福山東警察署	令和6年5月10日	令和6年5月10日	実地	19
18	三原警察署	令和6年5月16日	令和6年5月16日	実地	20
19	安芸高田警察署	令和6年5月27日	令和6年5月24日	実地	21
20	世羅警察署	令和6年5月29日	令和6年5月29日	実地	22

4 監査執行者

令和6年7月1日までの監査執行者は、次の4人である。 沖井 純、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所畜産技術センター

(1)機関の概要

ア 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転

畜産に関する技術の指導、研修及び情報提供

イ 所在地 庄原市七塚町 5584

ウ 組織体制 4部1課(総務部(管理課)、技術支援部、飼養技術研究部、育種繁殖研究部)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 28人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 34人

(2) 監査の結果

2 広島県動物愛護センター

(1)機関の概要

ア 主な業務 狂犬病の予防、動物愛護思想の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷疾病動物 の収容、動物取扱業の登録・指導、特定動物の飼養許可、人畜共通感染症の調査 研究

イ 所在地 三原市本郷町上北方字用倉山 11352番

ウ 組織体制 2課(総務課、愛護管理課)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 10人(うち暫定再任用職員数 0人)

会計年度任用職員数 19人

オ 主な事業実績(令和5年度)

(ア) 苦情及び相談の受付状況

(単位:件)

	区分	保護	引取	放し	咬傷	多頭	行方	松但	負傷 疾病	譲渡	返還
		依頼	依頼	飼い	事故	飼育	不明	拾得	疾病 収容	希望	希望
	件数	366	710	17	64	12	233	146	51	236	24

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	8	18	44	22	15	51	78	587	2, 682

[※] その他の内容は、保護機設置依頼、地域猫相談、土日祝のイベント案内等である。

(イ) 動物保護等の状況

(単位:頭)

区分	持参	センター動物保護		計	譲渡	返	処分	
卢 万		保護	引取	рl	联位	有償	無償	ر کرفائ
犬	161	89	371	621	588	30	1	59
猫	303		66	369	334	1	0	36
計	464	89	437	990	922	31	1	95

(2) 監査の結果

3 県立呉高等技術専門校

(1)機関の概要

ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施

その他、職業訓練に関し必要な業務の実施

イ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 11番 17号

ウ 組織体制 2課(庶務課、訓練課)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 12人(うち暫定再任用職員数 0人)

会計年度任用職員数 11人

才 職業訓練実施状況(令和5年度)

(ア) 施設内訓練

訓衫	東科 目 等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
共,玄鸥,希别岭丰	溶接加工	科	1年	20	7	6	5	5
普通職業訓練 (普通課程等)	機械システ	ム科	1年	20	5	4	1	1
(百世昧怪寺)	小 計			40	12	10	6	6
	介護	前期	6 か月	20	18	17	15	11
共,玄岭,朱河岭丰	サービス科	後期	6 か月	20	16	15	13	12
普通職業訓練	CAD	前期	6 か月	20	22	19	16	11
(短期課程)	ワーク科	後期	6 か月	20	13	12	10	5
	小 計			80	69	63	54	39
,	合 計			120	81	73	60	45

(単位:人)

(イ) 在職者訓練 (単位:人)

講 座 名 等	訓練時間	定 員	応募者数	受講者数	修了者数
介護福祉士受験対策講座	24 時間	20	11	9	5

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約における事務処理において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	呉高等技術専門校デジタル技術科映像配信・ネットワーク配線工事(令和5年 度)
根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項

⁽注) 普通課程等の就職者数は、修了時における状況。短期課程の就職者数は、前期は 修了後7か月の状況、後期は修了後1か月の状況。

4 県立呉三津田高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 呉市山手一丁目5番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 50人(うち暫定再任用職員数 5人)

会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

	課程		全日制				
<u>در</u>	≠科・学年等		普通科				
T	4件 子平寺	1	2	3	計		
総	定員 (人)	200	240	240	680		
生	徒数 (人)	172	202	202	576		
充	足率 (%)	86.0	84. 2	84. 2	84. 7		
退	学者 (人)		1 (0)				
休	学者 (人)		0				
進	大学・短大	161	人	(89.4%	%)		
学	専修・各種	13	人	(7.2%	6)		
就	就職	1人		(0.6%)			
職	その他	5	人	(2.8%)			

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

5 県立三原高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 三原市宮沖四丁目 11-1

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 57人(うち暫定再任用職員数 3人)

会計年度任用職員数 25人

エ 生徒の状況

	課程		全日制				定時制			
24 TV 24 Fr Fr		普通科						普通科		
子	科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総	定員(人)	160	160	160	480	80	80	80	80	320
生	徒数(人)	161	147	155	463	39	40	39	15	133
充	足率 (%)	100.6	91. 9	96. 9	96. 5	48.8	50.0	48.8	18.8	41.6
退:	学者(人)	0				10 (5)				
休	学者(人)	0				11				
`#-	大学•短大		142人(90.4%)		1人(4.3%)				
進学	専修・各種		10人(6.4%)		2人(8.7%)				
進学就職	就 職		2人(1.3%)				14人 (60.9%)			
刊成	その他		3人(1.9%)		6人 (26.1%)				

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

6 県立大竹高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 大竹市白石一丁目3番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 43人(うち暫定再任用職員数 2人)

会計年度任用職員数 8人

エ 生徒の状況

	課程		全日	日制		
,	学科・学年等	総合学科				
	子件·子牛寺	1	2	3	計	
総	定員 (人)	160	160	160	480	
生	徒数 (人)	118	120	103	341	
充	足率 (%)	73.8	75.0	64. 4	71. 0	
退	学者 (人)		14 (0)		
休	学者 (人)	2				
進	大学・短大	27	7 人	(27.6%)		
学	専修・各種	・各種 39人		(39.8%)		
就	就職	28	8 人	(28.6%)		
職	その他		4 人	(4.1%)	

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や 根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして 随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務 の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付すること が原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。

契約名 法面除草等業務(令和5年度)

7 県立大柿高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 江田島市大柿町大原 1118-1

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 16 人 (うち暫定再任用職員数 1 人) 会計年度任用職員数 9 人

エ 生徒の状況

	課程		全日制				
<u>در</u>	学科・学年等		普通科				
T	4件•子平寺	1	2	3	計		
総	定員 (人)	40	40	40	120		
生	徒数 (人)	25	35	30	90		
充	足率 (%)	62.5	87. 5	75. 0	75.0		
退	学者 (人)		1 (0))			
休	学者 (人)		2				
進	大学・短大	9	人	(26.5%)			
学	専修・各種	14	人	(41. 2%	6)		
就	就職	11 人		(32.3%)			
職	その他	C	人	(0.0%	%)		

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

8 県立吉田高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 安芸高田市吉田町吉田 719-3

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 45人(うち暫定再任用職員数 4人)

会計年度任用職員数 10人

エ 生徒の状況

部	程						全日	日制					
兴丰	学科・学年等		探究科				アグリビジネス科			計			
子作			2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総気	定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	120	160	160	160	480
生剂	走数 (人)	74	81	92	247	8	13	12	33	82	94	104	280
充足	足率 (%)	61.7	67. 5	76. 7	68. 6	20.0	32. 5	30.0	27.5	51.3	58.8	65.0	58. 3
退	学者 (人)	1 (0)				0			1 (0)				
休雪	学者 (人)		-	1			0			1			
進	大学・短大		43	人 (53	. 8%)		6	人 (33	. 3%)	49 人(50.0%)			
学	専修・各種		28	人(35	. 0%)		5人 (27.8%)			33 人 (33.7%)			
就	就 職	散 6人(7.5%)			7人 (38.9%)			13 人(13.3%)					
職	その他		3	人 (3	. 8%)		0	人(0	. 0%)	3人(3.1%)			

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

9 県立松永高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市神村町 10113

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 53人(うち暫定再任用職員数 4人)

会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

	課程		全日	日制				定時制		
محدر			普通科							
子	科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総	定員(人)	160	160	160	480	40	40	40	40	160
生	徒数(人)	115	122	139	376	10	7	6	9	32
充足率(%)		71.9	76. 3	86. 9	78. 3	25.0	17.5	15. 0	22.5	20.0
退	学者(人)		1 (0)							
休	学者(人)		0							
\ \t\	大学・短大		46 人	(36.8%	%)		0人	(0.0%)	
進学	専修・各種		30 人	(24. 0%	6)		3人	(2)	7.3%)	
進学就職	就 職		37 人		6%)		8人	(7)	2.7%)	
相以	その他		12 人	(9.6%	%)	0人 (0.0%)				

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

10 県立上下高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 府中市上下町上下 566

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 15人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

	課程		全日制					
<u>بر</u>	≠科・学年等	普通科						
7	4件 子平寺	1	2	3	計			
総	定員 (人)	40	40	40	120			
生	徒数 (人)	28	18	9	55			
充	足率 (%)	70.0	45.0	22. 5	45.8			
退	学者 (人)	1 (0)						
休	学者 (人)	0						
進	大学・短大	4.	人	(18. 2%	(18.2%)			
学	専修・各種	4 人		(18.2%)				
就	就職	14 人		(63.6%)				
職	その他	0 .	人	(0.0%)				

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

11 県立河内高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 東広島市河内町下河内 10194-2

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 25 人 (うち暫定再任用職員数 3 人) 会計年度任用職員数 9 人

エ 生徒の状況

	課程		全日	制				
<u>بر</u>	≠科・学年等	普通科						
7	4件 子平寺	1	2	3	計			
総	定員 (人)	80	80	80	240			
生	徒数 (人)	83	55	41	179			
充	足率 (%)	103.8	68.8	51.3	74.6			
退	学者 (人)	6 (2)						
休	学者 (人)	3						
進	大学・短大	8	人	(15.1%)				
学	専修・各種	20 人		(37.7%	6)			
就	就職	23 人		(43.4%)				
職	その他	2	:人	(3.8%)				

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約の事務処理について、前回監査時(令和元年5月執行)に同様の指摘(河内高等学校の消火器の種類及び数量の特記仕様書の誤記載)を行ったにもかかわらず、特記仕様書の感知器の種類及び数量が消防用設備等点検結果報告書と相違していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	県立学校消防用設備等保守点検業務(呉・東広島地区)	
-----	---------------------------	--

12 県立安西高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 広島市安佐南区高取南二丁目 52番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 24 人 (うち暫定再任用職員数 0 人) 会計年度任用職員数 11 人

エ 生徒の状況

	課 程		全	日制					
224	4) 学生然	普通科							
子	科・学年等	1	2	3	計				
総	定員(人)	80	120	120	320				
生	徒数(人)	60	53	62	175				
充	足率 (%)	75. 0	44. 2	51. 7	54. 7				
退:	学者(人)	4 (1)							
休	学者(人)	4							
	大学・短大		15人(26.3%)					
進学	専修・各種		17人(29.8%)					
進学就職	就職		23 人(40.4%)						
邨	その他		2人(3.5%)					

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

13 県立西城紫水高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 庄原市西城町西城 345

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 17人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 23人

エ 生徒の状況

	課程		全日	制				
<u>در</u>	学科・学年等		普通科					
T	4件•子平寺	1	2	3	計			
総	定員 (人)	40	40	40	120			
生	徒数 (人)	23	20	15	58			
充	足率 (%)	57. 5	50.0	37. 5	48.3			
退	学者 (人)	2 (0)						
休	学者 (人)	3						
進	大学・短大	2	2 人	(10.5%)				
学	専修・各種	6	5人	(31.6%)				
就	就職	11 人		(57.9%)				
職	その他	C	人	(0.0%)				

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

工事請負契約において、大気汚染防止法に基づく石綿(アスベスト)飛散防止に係る事前調査の要否を明らかにしないまま、参考見積書の徴取や入札を実施した。工事の発注にあたっては、施工方法や建材等の確認により事前調査等の要否を明らかにした上で、適正な設計金額を算定するとともに、明確な仕様の下で入札事務を行うよう努める必要がある。

契約名 広島県立西城紫水高等学校屋内運動場LED更新工事(令和5年度)

14 県立西条特別支援学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施

イ 所在地 東広島市西条町田口 314

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 75人(うち暫定再任用職員数 2人)

会計年度任用職員数 3人

エ 生徒の状況

部•学年等		小学部						中学部				高等部					
部•	子午	一等	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
児童生徒数 (人)			2	2	6	6	3	10	29	5	5	10	20	3	9	6	18
	卒業者 (人)					_						3			Ę	5	
進	進	学	_						3人 (100.0%)			%)	2人 (40.0%)				
進学就職	就	職	_						0人 (0.0%)		%)	0人 (0.0%)			(o)		
職	その	の他				_				0人 (0.0%)			%)	3人 (60.0%)			

- (注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。
 - ・「卒業者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた 日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠 通勤手当認定要領(広島県教育委員会)第3

イ 住居手当の認定について

家賃を支払っていないため住居手当の支給対象者としての要件を具備していない職員からの住居届を受理し、家賃の支払が開始される予定日を事実発生日として、その事実を確認しないまま認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条
112 122	住居手当認定要領(広島県教育委員会)第2、第3

15 広島東警察署

(1)機関の概要

ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安 全と秩序の維持に関する事務

イ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目4番22号

ウ 所管区域 広島市東区、安芸郡府中町

工 管内面積 49.84 km²

才 管内人口 169,361人(令和6年3月1日現在)

力 組織体制 8課(警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、刑事課、交通課、地域課、 警備課)

キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 203人(うち暫定再任用職員数 3人) 会計年度任用職員数 6人

(2) 監査の結果

16 広島南警察署

(1)機関の概要

ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と 秩序の維持に関する事務

イ 所在地 広島市南区出汐二丁目 4-65

ウ 所管区域 広島市南区

工 管内面積 26.5 km²

才 管内人口 143,673人(令和6年4月1日現在)

カ 組織体制 13 課 1 隊(警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通 第二課、警備課、特別警ら隊)

キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 300 人(うち暫定再任用職員数 4人) 会計年度任用職員数 11 人

(2) 監査の結果

17 福山東警察署

(1)機関の概要

ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全 と秩序の維持に関する事務

イ 所在地 福山市三吉町南二丁目5番31号

ウ 所管区域 福山市東部(芦田川以東中心部)

工 管内面積 約88 km²

才 管内人口 約22万8千人(令和6年5月現在)

カ 組織体制 13 課 1 隊(警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、刑事第一課、刑事第 二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊、地域企画課、地域第一 課、地域第二課、地域第三課)

キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 340 人(うち暫定再任用職員数 6人) 会計年度任用職員数 18人

(2) 監査の結果

18 三原警察署

(1)機関の概要

ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と 秩序の維持に関する事務

- イ 所在地 三原市皆実三丁目2番6号
- ウ 所管区域 三原市
- 工 管内面積 471.00 ㎢
- 才 管内人口 87,438人(令和6年3月31日現在)
- 力 組織体制 7課(警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課)
- キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 134人(うち暫定再任用職員数 2人) 会計年度任用職員数 5人

(2) 監査の結果

19 安芸高田警察署

(1)機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩 序の維持に関する事務
- イ 所在地 安芸高田市吉田町吉田 1204 番地 2
- ウ 所管区域 安芸高田市
- 工 管内面積 537.75 km²
- 才 管内人口 26,362人(令和6年4月1日現在)
- 力 組織体制 5課(警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課)
- キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 50人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 0人

(2) 監査の結果

20 世羅警察署

(1)機関の概要

ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安 全と秩序の維持に関する事務

イ 所在地 世羅郡世羅町大字西上原 427 番地1

ウ 所管区域 世羅郡世羅町

工 管内面積 278.14km²

才 管内人口 14,759人(令和6年3月末現在)

力 組織体制 5課(警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課)

キ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 36人うち暫定再任用職員数 0人)

会計年度任用職員数 0人

(2) 監査の結果

定例監査の結果(令和6年11月15日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準(以下「監査基準」という。)第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積 算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについて も監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から 監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関 係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
1	会計管理部	令和6年7月23日	令和6年7月4日	実地	4
2	危機管理監	令和6年7月23日	令和6年7月4日	実地	5
3	地域政策局	令和6年8月21日	令和6年7月11日	実地	6
4	選举管理委員会事務局	令和6年8月21日	令和6年7月11日	実地	7
5	環境県民局	令和6年8月1日	令和6年7月17日	実地	8
6	商工労働局	令和6年7月22日	令和6年7月1・5日	実地	9
7	農林水産局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	10
8	広島海区漁業調整委員会 事務局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	11
9	広島県内水面漁場管理委 員会事務局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
10	上下水道部	令和6年7月17日	令和6年7月1日	実地	13
11	病院事業局	令和6年7月17日	令和6年7月1日	実地	14
12	議会事務局	令和6年7月30日	令和6年7月8日	実地	15
13	教育委員会事務局	令和6年8月22日	令和6年7月30日	実地	16
14	警察本部	令和6年8月23日	令和6年7月29日	実地	17
15	警察学校	令和6年8月23日	令和6年7月29日 令和6年9月20日	実地	18
16	監査委員事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	19
17	人事委員会事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	20
18	労働委員会事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	21
19	県立埋蔵文化財センター	令和6年8月22日	令和6年7月30日	実地	22
20	県立廿日市高等学校	令和6年6月13日	令和6年6月13日	実地	23
21	県立熊野高等学校	令和6年11月15日	令和6年6月14日	書面	24
22	県立神辺旭高等学校	令和6年11月15日	令和6年9月6日	書面	25
23	県立広島商業高等学校	令和6年6月11日	令和6年6月11日	実地	27
24	県立尾道特別支援学校	令和6年9月11日	令和6年9月11日	実地	29

4 監査執行者

- (1) 令和6年7月1日までの監査執行者は、次の4人である。 沖井 純、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子
- (2) 令和6年9月30日までの監査執行者は、次の4人である。 小林 秀矩、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 会計管理部

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務

会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務

支出命令等の審査、会計検査に関する事務

決算の調製に関する事務

契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)

総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3課

課 名 会計総務課、審査指導課、契約・調達管理課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 57人(うち暫定再任用職員数 5人)

会計年度任用職員数 22人

エ 主な施策 (令和5年度)

会計事務の品質向上

契約制度の活用促進

事務事業の改善

(2) 監査の結果

2. 危機管理監

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務

消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

危機管理課(防災航空センター)

課名

みんなで減災推進課

消防保安課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 56人(うち暫定再任用職員数 2人)

会計年度任用職員数 26人

エ 主な施策 (令和5年度)

防災教育の推進、県民の避難行動の促進(自助)

自主防災組織の体制強化(共助)

大規模災害等への初動・応急対応の強化 (公助)

保安体制の充実

(2) 監査の結果

3. 地域政策局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策、その他の地域振興の推進及び総合調整に

関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項(学校における体育に関することを除く。)

イ 組織体制 8課1チーム

地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、公共交通政 課 名 策課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポー ツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 125人(うち暫定再任用職員数 1人)

会計年度任用職員数 19人

エ 主な施策 (令和5年度)

地域振興施策の企画調整、国土調査

交流・定住促進対策、県・市町連携

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

普通財産貸付料の徴収について

次の普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。(市町行財政課)

貸付財産	貸付内容	貸付期間	令和5年度 徴収期限	納入通知日	貸付料		
土地(大仙	電柱敷地(本	電柱敷地(本 令和6年2月1日~		令和6年	4 640 III		
地区)	柱 23 本)	令和7年3月31日	1月31日	2月5日	4,640円		
根拠	不動産貸付要領第5第3項						

4. 選挙管理委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委 員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ)職員数(令和6年4月1日現在)

現員 4人

(2) 監査の結果

5. 環境県民局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務

県民文化に関する事務

生活環境及び自然環境の保全に関する事務

イ 組織体制 11 課1担当

環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたしらしい生き

課 名 方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、

環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 172人(うち暫定再任用職員数 9人)

会計年度任用職員数 99 人

エ 主な施策(令和5年度)

文化・芸術の振興

消費者被害の防止と救済

人として互いに尊重する社会づくり

男女共同参画社会づくり

青少年の健全育成と若者の自立支援

私学教育の振興

高等教育機能の向上

地球温暖化の防止

地域環境の保全

自然環境の保全と活用

循環型社会の構築

(2) 監査の結果

6. 商工労働局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務

課名

物資(農林水産物資を除く)の流通に関する事務

労働に関する事務

イ 組織体制 9課1チーム

商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、

職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、

経営革新課、 県内投資促進課、産業用地課、観光課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 198人(うち暫定再任用職員 3人)

会計年度任用職員 59人

エ 主な施策 (令和5年度)

働き方改革・多様な主体の活躍

産業イノベーション

観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について、歳入科目を使用料として徴収すべきところ、誤って雑収として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

使用許可財産		ひろしま産学共同研究拠点(土地・建物)
根	拠	行政財産の使用料に関する条例第1条
		広島県予算規則第3条

イ 重要物品の管理について

次の重要物品の不用決定に当たり、物品管理職員から提出された承認申請に基づいて、承認何いを契約・調達管理課に合議又は協議を行う必要があるが、合議等を行っていなかった。 適正な事務処理に努められたい。(職業能力開発課)

物品	ボール盤 ほか3点
1-13 14-11	広島県物品管理規則第27条第2項
根拠	広島県決裁規程第8条第2項

7. 農林水産局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務

農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 2 担当

夂

経営企画担当、農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推 進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、 水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、 ため池・農地防災担当

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 264人(うち暫定再任用職員数 6人) 会計年度任用職員数 23人

エ 主な施策 (令和5年度)

生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

(2) 監査の結果

8. 広島海区漁業調整委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業

調整に関する事務

(イ)職員数(令和6年4月1日現在)

現員 5人(併任、うち暫定再任用職員数 1人)

(2) 監査の結果

9. 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面

における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 5人(併任、うち暫定再任用職員数 1人)

(2) 監査の結果

10. 上下水道部

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 流域下水道事業に関する事務

上下水道事業の広域連携

イ 組織体制 2課

課名 上下水道総務課、流域下水道課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 25人

エ 主な施策 (令和5年度)

下水道施設の改築更新

下水道施設の危機管理の強化

下水道事業の広域化・共同化

施設の最適化(再編整備)の推進

広域連携の推進

(2) 監査の結果

11. 病院事業局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務

イ 組織体制 1課(県立病院課)

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 11人

エ 主な施策 (令和5年度)

高度急性期医療の提供等(広島病院) 地域と一体となった医療の提供(安芸津病院)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処 理に努められたい。

契		県立広島病院吸収式冷凍機伝熱管交換工事(RA-1・2)(令和5年度)	
	約	約 名	県立広島病院中央棟手術室系統チラー(RR-3)及び2~4階24H系統チラ
			一(RR-8)予防保全工事(令和5年度)
根	拠	1// m	建設工事執行規則 第10条第1項
		拠	建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

12. 議会事務局

(1)機関の概要

ア 議員 64人(令和6年7月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務

議員の厚生福利に関する事務

議会本会議などの運営の事務処理に関する事務

各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課 名 秘書課、総務課、議事課、政策調査課

(ウ)職員数(令和6年4月1日現在)

現員 41人

会計年度任用職員数 21人

(2) 監査の結果

13. 教育委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委 員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務

県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務

生涯学習、社会教育の進行に関する事務

文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2 部 13 課 1 室 1 担当 1 センター

部 名	課名
管理部	総務課(秘書広報室)、教職員課(福山分室、職員給与室)、施設課、健康福利課、文化財課
	学校経営課、教育改革課、教育支援推進課、乳幼児教育
学びの変	支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、
革推進部	高校教育指導課、豊かな心と身体育成課、全国高等学校
	総合体育大会推進室、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 372人(うち暫定再任用職員数 11人) 会計年度任用職員数 96人

ウ 主な施策(令和5年度)

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新た な価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人 材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

14. 警察本部

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安

全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部34課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官 室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組 織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策 第三課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交 通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 1,722人(うち暫定再任用職員数 26人)

会計年度任用職員数 43人

エ 主な施策(令和5年)

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

住民の安心感を高める地域警察活動の推進

組織犯罪対策の推進

交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

災害、テロ等緊急事態対策の推進

サイバー空間の安全の確保

社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

15. 警察学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 新任及び現任の職員に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務

イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号

ウ 組織体制 6課(庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

常勤職員 29人(教職員数)

オ 主な事業実績(令和5年度)

• 教養実施状況

	F /\			教養期間		入村	 次状況
	区 分		学校教養	学校教養 職場実習 実戦実習			
	カイシ	大学卒	6 か月	4か月	_	2	68
	初任科	その他	10 か月	4か月	_	2	50
採用時教養	カイ北次到	大学卒	2 か月	_	3 か月	2	53
	初任補修科	その他	3 か月		4 か月	2	45
	一般職員初任	科		1	13		
	小 計			9	229		
	警部補任用科			12 日間		1	13
任用時教養	巡査部長任用	科		1	18		
	部門別任用科			5	95		
各種専科			48	660			
	小 計		55	786			
	合 計	·		_	·	64	1,015

(2) 監査の結果

16. 監査委員事務局

(1)機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務

決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 16人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 1人

(2) 監査の結果

17. 人事委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務

給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧

告

職員の競争試験及び選考に関する事務

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審

査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名合同総務課、公務員課

(ウ) 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 20人

会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

18. 労働委員会事務局

(1)機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務

労働組合の資格審査に関する事務 不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 11人(うち暫定再任用職員数 1人)

(2) 監査の結果

19. 県立埋蔵文化財センター

(1)機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 6人

エ 主な事業実績(令和5年度)

出土遺物の保存処理 153 点、出土遺物等の貸出 出土遺物、写真資料、図書資料の整理・保存 埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

20. 県立廿日市高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 廿日市市桜尾三丁目3番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 70人(うち暫定再任用職員数 4人) 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

	課	程		全日	制		定時制					
≥	到 . 产	6年 笠		普通	通科		普通科					
子	学科・学年等		1 2 3 計				1	2	3	4	計	
総定	2員	(人)	280	280	280	840	40	40	40	40	160	
生徒	走数	(人)	280	268	273	821	4	13	9	1	27	
充足	2率	(%)	100.0	95. 7	97. 5	97. 7	10.0	32. 5	22.5	2.5	16. 9	
退学	全者	(人)		6 (0)		4 (1)					
休学	之者	(人)		1	-		1					
\tL	大学	:•短大	2	256人(9	94.1%)			1人	(16.79)	%)		
進学	専修	専修·各種 5人 (1.8%)						3人 (50.0%)				
進学就職	就	職		1人(0.4%)	1%) 1人(16.7%)						
刊以	そ	の他		10人(3.7%)			1人	(16.7%	%)		

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

21. 県立熊野高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 安芸郡熊野町川角五丁目9番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 34人(うち暫定再任用職員数 3人) 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

	課程		全日	日制						
د	<u> </u>	普通科								
2	学科・学年等	1	2	3	計					
弁	総定員(人)	160	160	160	480					
<u>/</u>	生徒数(人)	138	144	98	380					
5	充足率(%)	86.3	90.0	61. 3	79.2					
ì	退学者(人)	7 (3)								
ſ	木学者(人)		()						
進	大学・短大		35 人	(34. 3	%)					
学	専修・各種		38 人	(37. 3	%)					
就	就職		22 人	(21.6	%)					
職	その他		7 人	(6.8	%)					

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収について、令和6年度分の収入手続が行われていないものがあった。 適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)								
土地 (広島県立熊野高等学校)	本柱 2 本 支線 1 条	令和2年4月1日	令和 12 年 3 月 31 日	4,500円								
根拠	根 拠 行政財産の使用料に関する条例第4条											

22. 県立神辺旭高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市神辺町徳田 75-1

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 51人(うち暫定再任用職員数 5人)

会計年度任用職員数 17人

エ 生徒の状況

	課程				全日	日制					
27.	7) 兴星於		普遍			体育科					
子	科・学年等	1	2	2 3		1 2		3	計		
総	定員(人)	200	200	200	600	40	40	40	120		
生	徒数(人)	157	173	192	522	40	38	38	116		
充	足率 (%)	78. 5	86. 5	96.0	87.0	100.0	95.0	95. 0	96.7		
退	学者(人)		0 (0)		1 (0)					
休	学者(人)		()		0					
\ <i>U</i> .	大学・短大		146人(76.4%)		21 人(53.8%)					
進学	専修・各種		35人(18.3%)		8人 (20.5%)					
進学就職	就 職		3人(10 人 (25.6%)							
754	その他		7人(3.7%)			0人(0.0%)			

	課程		全日	日制							
بمحدر	到 光压燃		合 計								
子	科・学年等	1	2	3	計						
総	定員(人)	240	240	240	720						
生	徒数(人)	197	211	230	638						
充	足率 (%)	82. 1	87.9	95.8	88.6						
退	学者(人)	1 (0)									
休	学者(人)	0									
`#4	大学・短大		167人(72.6%)							
進学	専修・各種		43人 (18.7%)							
就職	就職		13人(5.7%)							
164	その他		7人(3.0%)							

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠

通勤手当認定要領(広島県教育委員会)第3

イ 住居手当の認定について

住居届に係る届出の事実が生じた日については、住居手当の支給対象者としての要件すべてを具備した日としなければならないが、当初家賃を値引きにより負担していない期間中に入居した場合において、その入居日を、要件すべてを具備し事実が生じた日として認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠

職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条 住居手当認定要領(広島県教育委員会)第2、第3

23. 県立広島商業高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 広島市中区舟入南六丁目7番11号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 78人(うち暫定再任用職員数 8人) 会計年度任用職員数 16人

エ 生徒の状況

	課程		全日	制							
<u>ير</u>	学科・学年等		情報ビジネス科								
Τ'	4件 十十十	1	2	3	計						
総	定員 (人)	320	320	320	960						
生	徒数 (人)	320	292	308	920						
充	足率 (%)	100.0	91.3	96.3	95.8						
退	学者 (人)	4 (3)									
休	学者 (人)		1								
進	大学・短大	158	人	(53.9%)							
学	専修・各種	69	人	(23.5%)							
就	就職	58	人	(19.8%)							
職	その他	8	人	(2.7%	6)						

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤手当の認定において、通勤方法の変更等による通勤届が提出されたにもかかわらず、 届出にかかる事実の確認及び通勤手当の額の改定を行っておらず、また、交通機関の運賃 改正があったにもかかわらず、額の改定を行っていないものがあった。適正な事務処理に 努められたい。

根 拠 職員の通勤手当に関する規則 第4条 通勤手当認定要領 (広島県教育委員会) 第2

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

±刀 ∜与 夕	7	広島県立広島商業高等学校 防球ネット新設工事(セミナーハウス北側)
契約名]	(令和4年度)
根数	п	建設業法 第24条の8
加 规	/Li	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条

24. 県立尾道特別支援学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 聴覚障害・知的障害のある幼児・児童・生徒の教育の実施

イ 所在地 本 校:尾道市栗原町 1524

しまなみ分校:尾道市因島大浜町1517-1

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 92人(うち暫定再任用職員数 4人)

会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

【障害種別 聴覚障害】

部・学年等 幼稚部					小学部								中学部			
(本校)		3歳	4歳	5歳	計	1 2 3 4 5 6 計				計	1	2	3	計		
生徒	数(人)	1	1	0	2	3	2	1	1	2	3	12	1	0	2	3
卒業	(人)		_	-		_						1				
進	進学		_	-		_							1人 (100.0%)			(o)
学就	進 学 就職 ポ その他		_	_			_							人 (0.0%	(o)
職	就 職 その他			_					_				0 ,	人 (0.0%	(o)

【障害種別 知的障害】

· 7:17	学年等	小学部							中学部				高等部			
可) •	子平寺	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本校生	徒数(人)	4	4 7 3 4 2 7 27						9	7	12	28	12	8	12	32
分校生	徒数(人)	0	0 2 0 2 0 2 6					6	1	1	1	3	5	6	2	13
合 計	· (人)	4	9	3	6	2	9	33	10	8	13	31	17	14	14	45
卒業	(人)				_				11 15				5			
進	進学				_				11人(100.0%)			6)	0人(0.0%)			6)
進学就職	就職		_						0人(0.0%)			_o)	8人 (53.3%)			
職	その他				_				0 /	λ (0.0%	(°)	7人 (46.7%)			

- (注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。
 - ・「卒業者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

定例監査の結果(令和7年1月31日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準(以下「監査基準」という。)第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積 算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについて も監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から 監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関 係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
1	総務局	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	4
2	健康福祉局	令和6年8月2日	令和6年7月18日	実地	6
3	土木建築局	令和6年8月28日	令和6年8月7日	実地	7
4	収用委員会	令和6年8月28日	令和6年8月7日	実地	9
5	西部総務事務所(本所、 総務第二課、呉支所、東 広島支所)	令和6年11月6日	令和6年10月1日、 18日、21日、24日	実地	10
6	東部総務事務所(本所、総務第二課)	令和6年11月5日	令和6年10月10日、 16日	実地	11
7	北部総務事務所(本所、総務第二課)	令和6年10月28日	令和6年10月2日、 3日	実地	12
8	東部県税事務所(本所、 尾道分室)	令和6年11月5日	令和6年10月10日、 16日	実地	13

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
9	北部県税事務所	令和6年10月28日	令和6年10月2日	実地	14
10	県立文書館	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	15
11	県立総合技術研究所	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	16
12	県立総合技術研究所西 部工業技術センター	令和6年11月11日	令和6年10月22日	実地	17
13	西部厚生環境事務所・西 部保健所(本所、広島支 所、呉支所)	令和6年11月6日	令和6年10月1日、 21日、24日	実地	18
14	西部こども家庭センタ	令和6年10月9日	令和6年9月19日	実地	19
15	広島障害者職業能力開 発校	令和6年10月17日	令和6年9月18日	実地	21
16	東部農林水産事務所(本所、尾道農林事業所)	令和6年11月5日	令和6年10月10日、 16日	実地	23
17	北部農林水産事務所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	24
18	東部畜産事務所	令和6年11月5日	令和6年10月16日	実地	25
19	北部畜産事務所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	26
20	東部家畜保健衛生所	令和6年11月5日	令和6年10月16日	実地	27
21	北部家畜保健衛生所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	28
22	西部教育事務所 (本所·芸 北支所)	令和7年1月31日	令和6年10月1日、 11日	書面	29
23	東部教育事務所	令和7年1月31日	令和6年10月10日	書面	30
24	県立呉宮原高等学校	令和7年1月31日	令和6年9月25日	書面	31
25	県立日彰館高等学校	令和7年1月31日	令和6年10月4日	書面	32
26	県立庄原特別支援学校	令和7年1月31日	令和6年10月3日	書面	33

4 監査執行者

令和6年9月30日までの監査執行者は、次の4人である。 小林 秀矩、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 総務局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務

職員の人事管理に関する事務

議会及び県の行政一般に関する事務

県の予算、税その他の財務に関する事務

行政手続、情報通信、統計に関する事務

条例の立案その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制

11課3チーム3担当

総務課、審理担当、秘書課、人事課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課、研究開発課、DX推進チーム、デジタル

課名

広報課、統計課、研究開発課、DX推進チーム、デジタル県庁推進担当、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 306 人(うち暫定再任用職員数 8人) 会計年度任用職員数 41人

エ 主な施策(令和5年度)

県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進

地方創生の推進及び重要施策の総合調整

内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、(ア)及び(イ)のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

契約名 県庁中庭植栽基盤改良その他工事(令和5年度)

(ア) 契約の履行に関する保証を付させていなかった。

根拠 建設工事執行規則第10条第1項

建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3

(イ) 請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

根 拠 建設工事執行規則第14条第1項、第20条第1項

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事執行規則第62条による適用除外に該当しない規模の工事であるにも関わらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

\$ \(\times \tau = \tau \)					
	正面入口雨水管補修に伴う土工事(令和5年度)				
	正面入口雨水管補修に伴う残土等処分工事(令和5年度)				
	正面入口雨水管補修に伴う既設管撤去工事(令和5年度)				
契 約 名	正面入口雨水管補修工事(令和5年度)				
	正面入口雨水管補修に伴う舗装工事(令和5年度)				
	旧第一駐車場雨水管取付に伴う解体及び土工事(令和5年度)				
	旧第一駐車場雨水管取付工事(令和5年度)				
+H +Hn	建設工事執行規則第62条				
根 拠	小規模修繕執行要綱第1条				

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

指摘事項イに掲げる工事請負契約において、次のとおり改善を求める事項があった。(財産管理課)

- ア 一連の雨水管に係る補修及び新設の工事で、工種ごとに 100 万円未満に分割し、予定価格が 100 万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていた。工事請負契約の発注に当たっては、原則として競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性、透明性及び効率性の確保に努める必要がある。
- イ 指名競争入札及び随意契約による工事の発注に当たっては、工事の種類に応じた業種について入札参加資格の認定を受けている建設業者を選定しなければならないが、雨水管に係る工事であるにも関わらず、管工事の資格認定を受けていない建設業者を選定し、発注していた。この結果、受注者から別の業者に対して下請契約が行われていた。

適正な施工を確保するため、契約の相手方は、適切な資格を有する建設業者の中から選 定する必要がある。

2. 健康福祉局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務

保健衛生に関する事務

高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務

社会保障に関する事務

イ 組織体制 18課

健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活

課名

推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 333人(うち暫定再任用職員数 4人) 会計年度任用職員数 125人

エ 主な施策 (令和5年度)

新型コロナウイルス感染症対策の強化 少子化対策・子育て支援 信頼される医療・介護提供体制の構築 県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策 がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は、視察に係る一連の業務と考えられるが、現地のコーディネーター手配など一部の業務について先行して契約を結ぶ必要があるなどとして、それぞれ予定価格が100万円を超えないことを理由にして随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については、競争入札を原則とし、あらかじめ委託する業務の内容を精査し、可能なものは一体的な発注を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。

また、随意契約を適用する場合においても、チェックシートなどを適正に用いて合理的な理由を整理していただきたい。(子供未来応援課)

業務名

フィンランドネウボラ等の視察に係る手配業務(令和5年度) フィンランド視察に係る専用車手配業務(令和5年度)

3. 土木建築局

(1)機関の概要

ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務

都市計画(他局の主管に属する事務を除く。)その他都市の整備に関する

事項

住宅及び建築に関する事務

空港、港湾、漁港その他土木に関する事務

イ 組織体制 17課1担当

課名

土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設 D X 担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 391人(うち暫定再任用職員数 12人) 会計年度任用職員数 31人

エ 主な施策 (令和5年度)

豪雨災害からの復旧・復興

広島空港の利用促進

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

道路ネットワークの充実・強化

観光振興に資する基盤整備

みなと環境の整備

持続可能なまちづくり

ひろしまの建築物のブランド化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われて おらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(道路河 川管理課)

財産	土地 196.95 m² (防災行政無線絵下山中継局)
別 生	土地 47.25 m² (防災行政無線大鬼山中継局)
根拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、(ア)及び(イ)のとおり、不適正な事務処理があった。適正な事 務処理に努められたい。 (ア) 契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) の対象工事となったが、県知事(建築主事を置く市町村は市町村長)への通知を行ってい なかった。(河川課)

契	約	名	広島県水防テレメータ機器更新工事(令和4・5年度)
根	1 11 - 1	拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条
110		120	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第9条第1項第2号

(イ) 契約の履行に関する保証を付させていなかった。(港湾振興課、港湾漁港整備課)

‡ л	∜/-	5 <i>5</i>	国際拠点港湾 広島港宇品地区クルーズターミナル(仮称)建設事業(令和
製 約 名		泊	4 ・ 5 年度)
根		₩п	建設工事執行規則第10条第1項
		建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3	

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組】

広島高速道路公社(以下「公社」という。)を指導監督する局の取組について、県・広島市・公社で構成する連絡調整会議を定期的に開催して、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言などを継続的に行っていることを確認した。

引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として 外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。(土木建築 総務課、道路企画課)

4. 収用委員会

(1)機関の概要

ア 委員 委員7人、予備委員2人

イ 事務組織の概要

(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務

(イ)組織体制(令和6年4月1日現在)

専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

5. 西部総務事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること 各事業事務所等の連絡調整に関すること 各事業事務所の危機管理の総括に関すること

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域	
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、	
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	大竹市、東広島市、	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	世日市市、安芸高田市、 江田島市、安芸郡、	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	山県郡、豊田郡	

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	14 人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	13 人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	16 人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23 人	2課	総務課、経理課

(2) 監査の結果

6. 東部総務事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理などに関すること

各事業事務所等の連絡調整に関すること

各事業事務所の危機管理の総括に関すること

県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域		
東部総務事務所 福山市三吉町一丁目1番1号		三原市、尾道市、福山市、		
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町 26 番 12 号	府中市、世羅郡、神石郡		

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	21 人	2課	総務課、経理課
東部総務事務所総務第二課	11 人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

7. 北部総務事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること 各事業事務所等の連絡調整に関すること 各事業事務所の危機管理の総括に関すること 県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	二
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16 人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14 人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

8. 東部県税事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること

県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域		
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、		
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町 26 番 12 号	府中市、世羅郡、神石郡		

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等		
東部県税事務所	- 税事務所 60 人		地方税特別滞納整理班、 税務管理課、滞納整理課、 課税第一課、課税第二課		
東部県税事務所尾道分室	10 人	2 班	納税班、滞納整理班		

(2) 監査の結果

9. 北部県税事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること

県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
19 人	2課	収納管理課、課税課

(2) 監査の結果

10. 県立文書館

(1)機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)の収集、整理及び保存に関する事務

文書等の利用に関する事務

文書等の調査及び研究に関する事務

文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 5人

会計年度任用職員数 7人

- エ 主な事業実績(令和5年度)
 - ・ 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理(令和6年4月1日現在) 行政文書約6万7千冊、行政資料約11万3千冊、古文書約30万1千点 マイクロフィルム約236万コマ、複製資料約4万2千冊、図書約2万5千冊
 - 利用状況(令和5年度)

来館者数	文書出納	複写枚数
3,341 人	7, 568 ∰	7,914枚

(2) 監査の結果

11. 県立総合技術研究所

(1)機関の概要

ア 主な業務 産業技術(工業、農業、畜産業、水産業及び林業)並びに保健及び環境に関 する試験研究の企画及び管理

イ 所在地 広島市中区基町 10番 52号 県庁本館 3階

ウ 組織体制 1部(企画部)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 11人(うち暫定再任用職員数 1人)

(2) 監査の結果

12. 県立総合技術研究所西部工業技術センター

(1)機関の概要

ア 主な業務 県内企業の振興及び技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指

導、依頼試験、技術者研修及び技術情報の提供等

他の機関から委託を受けた調査研究

イ 所在地 本所: 呉市阿賀南二丁目 10番1号

支所: 東広島市鏡山三丁目 13番 26号 (生産技術アカデミー)

ウ 組織体制 本所:総務担当、3部(技術支援部、材料技術研究部、加工技術研究部)

支所:総務担当、技術支援担当、DX推進担当、2部(製品設計研究部、生

産システム研究部)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 58人(うち暫定再任用職員数 2人)

会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

13. 西部厚生環境事務所•西部保健所

(1)機関の概要

ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること

食品衛生・薬事に関すること

環境保全、廃棄物対策に関すること

試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所 在 地	所 管 区 域		
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市、呉市、大竹		
西部厚生環境事務所広島支所・	広島市中区基町 10 番 52 号] 市、廿日市市、安芸		
西部保健所広島支所		 高田市、江田島市、		
西部厚生環境事務所呉支所·	呉市西中央一丁目3番25号	安芸郡、山県郡		
西部保健所呉支所				

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	63 人	5課	厚生課、保健課、生活衛生課、 環境管理課、試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所 · 西部保健所広島支所	48 人	3課	厚生課、保健課、衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所 · 西部保健所呉支所	23 人	2課	厚生保健課、衛生環境課

(2) 監査の結果

14. 西部こども家庭センター

(1)機関の概要

ア 主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保 護業務

イ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号

ウ 組織体制 5 課(総務企画課、女性相談課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保 護課)

工 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 72人(うち暫定再任用職員数 2人) 会計年度任用職員 86人

オ 主な事業実績(令和4年度)

(ア) 児童相談業務

• 相談種別受付件数

(単位:件)

養 護	心身障害※	非 行	育 成	その他	計	
1, 673	893	47	18	14	2, 645	

※ 保健相談を含む。

• 児童虐待対応処理件数

(単位:件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	=
435	220	23	788	1, 466

•一時保護状況

実人員	実人員 延人員		1日平均保護人数	
183 人	3,908 人	21.4 日	10.7人	

(イ) 知的障害者更生相談業務

• 相談受付件数等

(単位:件)

相談受付件数(取扱実人員)	療育手帳等判定件数	療育手帳交付件数	
451	214	324	

• 療育手帳判定件数 214 件

(ウ) 女性相談業務

• 面接相談主訴別人数

(単位:人)

人間関係		住居	帰住先	経済	医療	その他	計			
夫等	子ども	親族	交際相手	その他	問題	なし	関係	関係	~ V)11€	ΞI
89	12	22	3	3	0	7	10	0	1	147

• 電話相談主訴別件数

(単位:件)

人間関係				住居	帰住先	経済	医療	その他	計	
夫等	子ども	親族	交際相手	その他	問題	なし	関係	関係	~ V)11€	日日
436	256	337	110	566	23	2	58	545	0	2, 333

•一時保護状況

区分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数		
保護女子	84 人 (57 人)	906 人	10.8日	251		
同伴児	32 人 (25 人)	362 人	10. 6 д	3.5人		

⁽注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

15. 広島障害者職業能力開発校

(1)機関の概要

ア 主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、 高等技術専門校等で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある 者等に対して、その能力に適応した訓練を実施する。

イ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 21人(うち暫定再任用職員数 3人)

会計年度任用職員数 51人

工 職業訓練実施状況(令和5年度)

【施設内訓練】 (単位:人)

	訓練期間	定員	応募 者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校
科名						就職		就職	者就
						者数		者数	職数
CAD技術科2年	2年	15	7	5	1	0	4	4	4
CAD技術科1年	2年	15	6	5	1	0		_	0
情報システム科2年	2年	10	23	10	2	1	8	8	9
情報システム科1年	2年	10	18	9	2	1	I	_	1
Webデザイン科2年	2年	10	11	10	6	2	4	4	6
Webデザイン科1年	2年	10	19	10	4	1		_	1
OAビジネス科	1年	17	4	3	1	0	2	2	2
OAビジネス科 (音声パソコン	1年	3	2	2	0	0	2	2	2
コース)	1 +	3	۷	۷	U	0	۷	2	۷
事務実務科	1年	10	12	6	2	0	4	0	0
総合実務科	1年	30	14	7	4	2	3	3	5
総合実務科(チャレンジコース)	6月	5×2	3	3	0	0	3	2	2
合 計		140	119	70	23	7	30	25	32

(注1) CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は令和 4年度の状況、退校者・入校者就職数は令和4年度から令和5年度までの状況である。 (注2) 入校者就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

【委託訓練】 (単位:人)

訓練科目	訓練 期間	定員	応募 者数	入校 者数	修了 者数	就職 者数
[知識・技能習得訓練コース] パソコン初級スキル習得科等2科6コース	3か月	50	47	37	34	11
〔実践能力習得訓練コース〕 商品管理スタッフ科等6科20コース	1 か月	20	24	20	19	12
[e-ラーニングコース] Web制作在宅ワークコース1科2コース	3か月	4	6	5	4	1

⁽注) 就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

(2) 監査の結果

16. 東部農林水産事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること、ため池等整備事業・治山事業などに関する こと、保安林の管理に関すること など

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	- 三原市、尾道市、福山市、
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町 26 番 12 号	府中市、世羅郡、神石郡

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部農林水産事務所	67 人	4課 1事務所	農村振興課、水産課、農村整備課, 林務課、三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	52 人	3課	農村振興課、農村整備課、林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて,次のとおり重要な 点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

次の行政財産使用料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。(東部農林水産事務所尾道農林事業所)

使用許可財産	許可内容	使用許可期間	徴収期限	納入通知日	使用料 (年額)
中央森林公園 その3	携帯電話基地局設置敷	令和6年4月1日 ~令和11年3月31 日	令和6年 3月31日	令和6年 4月1日	13,860円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条				

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。(東部農林水産事務所尾道農林事業所)

根 拠 広島県文書等管理規程第 20 条

17. 北部農林水産事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること

農道・林道などの整備に関すること

保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
62 人	5 課	農村振興課、農村整備第一課、農村整備 第二課、林務第一課、林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、緊急を要することを理由に、当初業務とは異なる地区で発生した業 務を追加していた。別契約を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。

契約名	令和5年度 林道界谷小峠その2線 測量設計業務 No. 101
根拠	設計変更に伴う契約変更基準について(平成10年2月13日付け農政部長・ 林務部長通知)

18. 東部畜産事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること

畜産物の生産及び流通に関すること

家畜の改良増殖に関すること

草地の造成及び改良に関すること

畜産経営に係る環境整備に関すること

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること

動物用薬事に関すること

飼料の安全に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員数)

人数	課等の数	課名等
20 人	2課	畜産振興課、防疫課

(2) 監査の結果

19. 北部畜産事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること

畜産物の生産及び流通に関すること

家畜の改良増殖に関すること

草地の造成及び改良に関すること

畜産経営に係る環境整備に関すること

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること

動物用薬事に関すること

飼料の安全に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
21 人	2課	畜産振興課、防疫課

(2) 監査の結果

20. 東部家畜保健衛生所

(1)機関の概要

ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること

家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること

獣医事に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡

ウ 職員数

2人(令和6年4月1日現在の常勤職員数)

ただし、東部畜産事務所長及び次長が兼務

(2) 監査の結果

21. 北部家畜保健衛生所

(1)機関の概要

ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること

家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること

獣医事に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 職員数 1名(令和6年4月1日現在の常勤職員数) ただし、北部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

22. 西部教育事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言

市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免

その他の人事及び研修

イ 所在地 本所: 呉市西中央一丁目3番25号

支所:広島市安佐北区可部四丁目6番18号

ウ 所管区域 本所: 呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、

府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

支所:安芸高田市、安芸太田町、北広島町

エ 組織体制 2課(総務課・教育指導課)、1支所(芸北支所)

才 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 34人(うち暫定再任用職員数 3人)

会計年度任用職員数 2人

カ 主な事業 (令和5年度)

管内の市町教育長、小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の

実施

学校訪問指導

(2) 監査の結果

23. 東部教育事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言

市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免

その他の人事及び研修

イ 所在地 尾道市古浜町 26番 12号

ウ 所管区域 三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町

工 組織体制 2課(総務課、教育指導課)

才 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 17人(うち暫定再任用職員数 1人)

会計年度任用職員数 1人

カ 主な事業(令和5年度)

管内の市町教育長、小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の 実施、学校訪問指導

(2) 監査の結果

24. 県立呉宮原高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 呉市宮原三丁目1番1号

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 43人(うち暫定再任用職員数 3人) 会計年度任用職員数 13人

エ 生徒の状況

	課程	全日制				
学科・学年等		普通科				
	子件·子牛寺	1	2	3	計	
総	定員 (人)	200	200	200	600	
生	徒数 (人)	200	197	175	572	
充	足率 (%)	100.0	98. 5	87. 5	95.3	
退	学者 (人)	2 (1)				
休	学者 (人)	0				
進	大学・短大	159	9人	(83.2%)	
学	専修・各種	28	28 人)	
就	就 職	-	1人 (0.5%))	
職	その他		3人 (1.69)	

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

25. 県立日彰館高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 三次市吉舎町吉舎 293番地2

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 25 人 (うち暫定再任用職員数 3人) 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

	課程	全日制					
	学科・学年等		普通科				
	子件•子午寺	1	2	3	計		
総	定員 (人)	80	80	80	240		
生	徒数 (人)	80	76	69	225		
充	足率 (%)	100.0	95.0	86. 3	93.8		
退	学者 (人)	0 (0)					
休	学者 (人)	0					
進	大学・短大	2	1人	(40.4%)		
学	専修・各種	25	5 人	(48.1%)		
就	就 職	6人		(11.5%)			
職	その他	(0 人	(0.0%)		

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

26. 県立庄原特別支援学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 59人(うち暫定再任用職員数 3人)

会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

部・学年等		小学部					中学部			高等部							
		- 守	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
児童	生徒数	(人)	5	3	4	4	5	5	26	7	7	3	17	16	15	17	48
- 2	卒業者	•				7			12.								
進	進	学		_				7 人	(1	00.09	%)	0 /	人 (0.0%	_o)		
進学就職	就	職		_			0人 (0.0%)		%)	3人 (25.0%)			(°)				
職	職 その他 —		0人 (0.0%)		%)	9人 (75.0%)			(₀)								

- (注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。
 - ・「卒業者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

定例監査の結果(令和7年3月4日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準(以下「監査基準」という。)第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積 算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについて も監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から 監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関 係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
1	西部東厚生環境事務所·西 部東保健所	令和6年11月6日	令和6年10月18日	実地	3
2	西部建設事務所(本所、呉 支所、廿日市支所、安芸太 田支所、東広島支所)	令和6年11月6日	令和6年10月1日、 9日、18日、21日、 23日	実地	4
3	県立広島病院	令和6年11月14日	令和6年10月29日、 30日	実地	6
4	県立忠海高等学校	令和7年3月4日	令和6年12月3日	書面	7
5	県立広島叡智学園高等学校	令和7年3月4日	令和6年12月4日	書面	8

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1)機関の概要

ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること

食品衛生・薬事に関すること

環境保全・廃棄物対策に関すること など

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域			
西部東厚生環境事務所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号				
• 西部東保健所	宋広島 四宋昭和四 13 街 10 万	刊			

ウ 組織体制(人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 • 西部東保健所	49 人	4課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

(2) 監査の結果

2. 西部建設事務所

(1)機関の概要

ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること

道路・河川などの維持管理に関すること

公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16番 12号	大自士 旧士 松百士
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	広島市、呉市、竹原市、
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番1号	大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 番地	芸郡、山県郡、豊田郡
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13番 10号	女仰、山州仰、豆田仰

ウ 組織体制 (人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	146 人	12 課 1 班 1 事務所	事業調整特別班、建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、災害関連事業課、魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	55 人	4課 1班 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務課、野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	50 人	3課 1班	事業調整特別班、管理用地課、土木課、 厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	57 人	4課 1班	事業調整特別班、建設総務課、管理用 地課、維持課、工務課
西部建設事務所東広島支所	79 人	6課 1班 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維 持課、工務第一課、工務第二課、災害 関連事業課、椋梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく手続について 次の工事請負契約は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) の対象工事であるが、県知事(建築主事を置く市町村は市町村長)への通知を行っていなかっ た。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約	的 名	一般県道 大崎下島循環線 道路災害防除工事(橋梁補修)(令和3·4· 5年度)
根	拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第9条第1項第2号

3. 県立広島病院

(1)機関の概要

ア 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供

イ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

ウ 職員数(令和6年4月1日現在)

現員 1,243人(うち暫定再任用職員数 21人)

会計年度任用職員 283人

工 診療科 21科

(内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、 心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻い んこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科)

才 病床数(令和6年4月1日現在)

700 床 (一般病床 650 床、精神病床 50 床)

カ 患者数等の状況(令和5年度)

	入 院	外 来		
延患者数	1日平均患者数	病床利用率※	延患者数	1日平均患者数
180,775 人	494 人	79%	241,909 人	996 人

[※]新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な 点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ア 適正な事務処理の徹底について

今回の監査において、委託契約、工事請負契約及び郵便切手類の管理など財務に係る事務について、複数の不適正な事務処理が散見された。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営に移行した後においても、各種法令や規程等を遵守するとともに、組織的なチェック体制の見直し・強化など、内部統制を有効に機能させ、適正な事務執行が確保されるよう努めていただきたい。

イ 固定資産の正確な把握について

前回の監査において改善を求めていた固定資産の実地調査について、令和4年度から6年度までの3か年で全ての固定資産の実地調査を行うこととして取り組んでいるが、具体的なスケジュールや手順を定めた実施計画を作成していなかった。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営へ移行されることを踏まえ、固定資産を正確に把握した上で、貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるよう努めていただきたい。

4. 県立忠海高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 竹原市忠海床浦四丁目4-1

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 22人(うち暫定再任用職員数 1人) 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

	課程	全日制				
بمدر	到 光压然	普通科				
子	科・学年等	1	2	3	計	
総	定員(人)	80	80	80	240	
生	徒数(人)	57	40	30	127	
充	足率 (%)	71. 3	50.0	37.5	52.9	
退	学者(人)	2 (1)				
休	学者(人)	1				
`#-	大学・短大		31人(8	31.6%)		
進学	専修・各種	6人 (15.8%)				
進学就職	就職	1人(2.6%)				
194	その他		0人(0.0%)		

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

通勤手当の支給について

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足している ものがあった。適正な事務処理に努められたい。

支給不足額	1名 2,100円(令和6年7月~令和6年11月)
根拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条

5. 県立広島叡智学園高等学校

(1)機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2

ウ 教職員数(令和6年5月1日現在)

本務者数 26人(うち暫定再任用職員数1人)

会計年度任用職員数 13人

エ 生徒の状況

課程		全日	制	
学科・学年等	普通科			
子件、子牛等	1	2	3	計
総定員 (人)	60	60	60	180
生徒数 (人)	41	48	45	134
充足率 (%)	68. 3	80.0	75. 0	74. 4
退学者 (人)	4			
休学者 (人)	0			

- (注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。
 - ・「退学者」、「休学者」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

財政的援助団体等監査の結果(令和7年3月4日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準(以下「監査基準」という。)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から 監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関 係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
1	広島県公立大学法人	令和6年12月24日	令和6年11月12日、 13日	実地	3
2	一般財団法人中央森林公園協 会	令和7年1月17日	令和6年12月19日	実地	6
3	一般財団法人広島県環境保全 公社	令和6年12月23日	令和6年11月26日	実地	8
4	公益財団法人ひろしまこども 夢財団	令和6年11月27日	令和6年11月8日	実地	10
5	公益財団法人広島地域保健医 療推進機構	令和7年1月9日	令和6年11月11日、 12日	実地	12
6	一般財団法人広島県森林整 備・農業振興財団	令和6年12月5日	令和6年11月21日	実地	14
7	一般社団法人広島県畜産協会	令和6年11月26日	令和6年11月6日	実地	16
8	公益財団法人広島県教育事業 団	令和6年12月25日	令和6年11月27日	実地	18
9	公益財団法人暴力追放広島県 民会議	令和7年1月8日	令和6年11月20日	実地	20

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
10	一般社団法人広島県タクシー 協会	令和7年3月4日	令和7年1月9日	書面	22
11	学校法人マイル・ストーン学 園	令和7年3月4日	令和6年12月5日	書面	23
12	公益財団法人広島県私立幼稚 園連盟	令和7年3月4日	令和6年12月11日	書面	24
13	学校法人上智学院	令和7年3月4日	令和6年12月19日	書面	26
14	特定非営利活動法人広島循環 型社会推進機構	令和7年3月4日	令和6年12月6日	書面	27
15	医療法人紫苑会	令和7年3月4日	令和7年1月10日	書面	28
16	社会福祉法人倫	令和7年3月4日	令和6年12月20日	書面	29
17	福山商工会議所	令和7年3月4日	令和6年12月11日	書面	30
18	備北森林組合	令和7年3月4日	令和6年12月13日	書面	32
19	広島空港振興協議会	令和7年3月4日	令和7年1月8日	書面	33
20	ひろしま遊学の森管理グループ	令和7年3月4日	令和6年12月3日	書面	34
21	福山地域ボートパーク運営共 同企業体	令和7年3月4日	令和6年11月19日	書面	35

4 委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の監査の 執行に当たり、小林委員を除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県公立大学法人

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・設立目的 地域や国際社会に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材及び社会を俯瞰する視野を持ち、他者との協働のもと、新たな価値を創出し、新しい時代を切り開いていく人材を育成するとともに、高度な研究を行い、もって地域社会はもとより、国際社会に広く貢献する。

· 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号

・代表者 理事長 鈴木 典比古

· 設 立 平成 19 年 4 月 1 日

・役職員(令和6年9月30日現在)

役員12人(うち常勤6人)

職員 375人(県からの派遣職員 18人を含む)

- ・主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各大学の所在地

[県立広島大学]

広島キャンパス 広島市南区宇品東一丁目1番71号

庄原キャンパス 庄原市七塚町 5562 番地

三原キャンパス 三原市学園町1番1号

〔叡啓大学〕 広島市中区幟町1-5

・学生数の状況(令和6年5月1日現在)

[県立広島大学]

(単位:人)

3010 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		1	
	区 分	定員	在籍者
	地域創生学部	800	872
	人間文化学部 (募集停止)	_	5
1. 24	経営情報学部 (募集停止)	_	6
大 学	生物資源科学部	560	581
	生命環境学部(募集停止)	_	7
	保健福祉学部	760	779
	総合学術研究科	120	105
	修士課程(博士課程前期)	130	125
大学院	総合学術研究科	00	36
	博士課程後期	30	
	経営管理研究科	50	62
専攻科	助産学専攻科	10	10
	計	2, 340	2, 483

[叡啓大学] (単位:人)

区 分	定員	在籍者
ソーシャルシステムデザイン学部	380	340

イ 経営の状況

(単位:千円)

区	分	令和5年度
経常収益	A	6, 551, 101
経常費用	В	6, 502, 563
経常利益 (損失)	C(A-B)	48, 537
臨時利益	D	2, 210, 297
臨時損失	Е	0
当期純利益(損失)	F (C+D-E)	2, 258, 834
目的積立金取崩額	G	166, 322
当期総利益(損失)	H(F+G)	2, 425, 157
資産合計	I (J+K)	21, 064, 570
負債合計	J	1, 767, 548
純資産合計	K	19, 297, 022
(うち、利益剰余金)		(2, 878, 555)

- ※ 出典:出資法人経営状況説明書
- ※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア)資本金20,359,960,000円のうち、20,359,960,000円(100.0%)を出資(令和6年3月31日現在)(所管課 環境県民局高等教育担当)

(イ)補助金・交付金

- a 令和5年度広島県公立大学法人運営費交付金を交付 (所管課 環境県民局高等教育担当)
 - ・交付額 4,499,052,734円(標準:4,102,257,000円、特定:396,795,734円)
 - ・根拠規定 地方独立行政法人法第 42 条 広島県公立大学法人運営費交付金交付要綱
 - ・交付対象経費 法人の定款で定める業務の財源に充てるための経費
- b 令和5年度広島県公立大学法人施設整備費補助金を交付 (所管課 環境県民局高等教育担当)
 - ・補助額 347, 346, 000 円
 - ・根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条 広島県公立大学法人施設整備費補助金交付要綱
- ・補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で、教育、研究の 用に供する施設等の工事に係る経費 (附随経費を含む。)

(2) 監査の結果

2 一般財団法人中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設を管理運営し、庭園空港都市の創造、発展に寄与する。
- · 所在地 三原市本郷町上北方 1315 番地
- ·代表者 理事長 小松 光二郎
- ・設 立 平成4年4月6日(平成25年4月1日一般財団法人へ移行)
- · 役職員(令和6年4月1日現在)

役員14人(うち常勤1人)

職員35人(非常勤等を含む)

・主な事業 中央森林公園(公園センター等地区)の管理運営(指定管理者)

イ 経営の状況

(単位:千円)

区分			令和5年度
経常収益		A	150, 411
経常費用		В	149, 718
当期経常増減額	С	(A-B)	693
経常外収益		D	0
経常外費用		Е	0
当期経常外増減額	F	(D-E)	0
当期一般正味財産増減額	G	(C+	693
F)			093
当期指定正味財産増減額		Н	0
当期正味財産増減額合計	Ι	(G+H)	693
資産合計	J	(K+N)	96, 080
負債合計		K	17, 549
指定正味財産		L	30,000
(うち、基本財産充当額)			(30, 000)
一般正味財産		M	48, 531
正味財産合計	N	(L+M)	78, 531

[※] 出典:出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア)基本財産30,000,000円のうち13,500,000円(45.0%)を出捐(令和6年3月31日現在)(所管課 環境県民局自然環境課)

[※] 端数調整により合計が一致しない場合がある。

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立中央森林公園(公園センター等地区)
- 指定期間 平成31年4月1日~令和6年3月31日
 令和6年4月1日~令和11年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額

平成31年4月1日~令和6年3月31日 267,602,000円 (うち、平成31年度管理費用53,258,000円) 令和6年4月1日~令和11年3月31日 293,198,000円 (うち、令和6年度管理費用58,550,000円)

- · 所管課 環境県民局自然環境課
- 利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本庭園 (三景園)	34,436 人	38,445 人	35,587 人
駐車場	40,833 台	44,972 台	39,529 台
バーベキュー広場	5,976 人	7, 151 人	8,705 人
運動広場	10,079 人	16,920 人	17,269 人
潮見亭	278 人	287 人	155 人
研修室	262 人	281 人	427 人
自転車	30,481 人	38,863 人	25,538 人
サイクリングロード・その他	2,955 人	6,663 人	3,572 人
総入込者数	214,600 人	240,600 人	220,900 人
利用料金収入	35, 906, 280 円	41, 401, 340 円	35, 672, 320 円

(2) 監査の結果

3 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 廃棄物等を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- · 所在地 広島市中区中町8番18号
- ・代表者 理事長 信夫 秀紀
- ・設 立 昭和57年4月1日(平成25年4月1日一般財団法人へ移行)
- ・役職員(令和6年9月30日現在)

役員11人(うち常勤1人)

職員27人(非常勤職員を含む。)

・主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理、出島地区廃棄物等埋立処分、普及啓発

イ 経営の状況

(単位:千円)

127 770		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区	分	令和5年度
経常収益	A	1, 391, 744
経常費用	В	1, 064, 076
当期経常増減額	C (A-B)	327, 669
経常外収益	D	0
経常外費用	E	594
当期経常外増減額	E (D-E)	▲ 594
当期一般正味財産増減額	G(C+F)	327, 074
当期指定正味財産増減額	Н	0
当期正味財産増減額合計	I (G+H)	327, 074
資産合計	J (K+N)	6, 019, 770
負債合計	K	823, 623
指定正味財産	L	300, 000
(うち、基本財産充当額)		300, 000
一般正味財産	M	4, 896, 148
正味財産合計	N (L+M)	5, 196, 148

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐(令和6年9月30日現在)(所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

負担金に係る請求について

箕島地区廃棄物埋立処理事業の共同事業に係る負担金の請求に当たって、負担金の算出に誤りがあり、請求金額が過少となっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

4 公益財団法人ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生み育 てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援すること により、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与すること を目的とする。
- 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 健康福祉局子供未来応援課内
- · 代表者 理事長 藤原 久美子
- ・設 立 平成8年2月23日(平成25年4月1日公益財団法人へ移行)
- ・役職員(令和6年9月30日現在)

役員7人

職員9人(県職員の兼務職員・パートタイム会計年度任用職員を含む)

・主な事業 出会い・結婚支援事業、妊娠・出産支援事業、子育ち・子育て支援事業、 広告掲載事業

イ 経営の状況

(単位:千円)

<u> </u>		() -
区 分		令和5年度
経常収益	A	68, 507
経常費用	В	69, 950
当期経常増減額	C(A-B)	▲ 1, 443
経常外収益	D	0
経常外費用	Е	79
当期経常外増減額	F(D-E)	▲ 79
法人税等	G	71
当期一般正味財産増減額	H (C+F-G)	▲ 1, 593
当期指定正味財産増減額	I	5, 862
当期正味財産増減額合計	J (H+I)	4, 269
資産合計	K (L+O)	154, 498
負債合計	L	26, 063
指定正味財産	M	101, 029
(うち、基本財産充当額)		(50, 146)
一般正味財産	N	27, 406
正味財産合計	O(M+N)	128, 435

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 50,146,074 円のうち 50,000,000 円 (99.7%) を出捐(令和6年9月30日現在) (所管課 健康福祉局子供未来応援課)

(2) 監査の結果

5 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進 するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とす る。
- · 所在地 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
- ・代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・設 立 平成2年3月23日(平成25年4月1日公益財団法人へ移行)
- ・役職員(令和6年9月30日現在)

役員8人(うち常勤1人)

職員130人(非常勤職員、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員1人)

・主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援

地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成

(単位:千円)

1,510,455

結核、がん、循環器疾患その他の疾患予防の検診

広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

区	分	令和5年度
経常収益	A	1, 526, 841
経常費用	В	1, 478, 355
当期経常増減額	C(A-B)	48, 486
経常外収益	D	424
経常外費用	Е	363
当期経常外増減額	F(D-E)	60
法人税等	G	734
当期一般正味財産増減額	H (C+F-G)	47, 812
当期指定正味財産増減額	I	▲ 4, 469
当期正味財産増減額合計	J (H+I)	43, 343
資産合計	K (L+O)	1, 957, 728
負債合計	L	447, 273
指定正味財産	M	74, 368
(うち、基本財産充当額)		(60, 000)
一般正味財産	N	1, 436, 087

※ 出典:出資法人経営状況説明書

正味財産合計

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

O(M+N)

- ウ 県の財政的援助等の状況
 - (ア) 基本財産 60,000 千円のうち 40,000 千円 (66.7%) を出捐 (令和 6 年 9 月 30 日現在) (所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
 - (イ) 公の施設の指定管理者
 - ・施設名 広島県健康福祉センター
 - ・指定期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額令和3年4月1日~令和8年3月31日 136,615,000円
 - · 所管課 健康福祉局医療介護基盤課
 - ·利用状況(令和5年度)

利用料金	利用人員	
17,373 千円	50, 155 人	

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

補助金の会計処理について

県から受け入れた補助金について、指定正味財産から一般正味財産に振り替えているが、当該振替額が、この補助金を資金として取得した什器備品の減価償却費の計上額と一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠 公益法人会計基準注解(注13)

6 一般財団法人広島県森林整備·農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、 地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって 心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。

· 所在地 広島市中区大手町四丁目 2-16

・代表者 理事長 池田 浩二

· 設 立 平成 25 年 3 月 21 日

・役職員(令和6年10月末現在)

役員14人(うち常勤2人)

職員46人(うち県派遣職員4人)

・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業

農業の担い手育成・経営支援等に関する事業

水源の森事業

農地中間管理事業

イ 経営の状況

(単位:千円)

区	分	令和5年度
経常収益	A	1, 251, 860
経常費用	В	1, 274, 939
当期経常増減額	C(A-B)	▲ 23, 079
経常外収益	D	0
経常外費用	E	961
当期経常外増減額	E (D-E)	▲ 961
法人税, 住民税及び事業税	Ŕ G	3, 564
当期一般正味財産増減額	H (C+F-G)	▲ 27, 604
当期指定正味財産増減額	I	▲28
当期正味財産増減額合計	J (H+I)	▲ 27, 633
資産合計	K (L+O)	1, 747, 986
負債合計	L	355, 520
指定正味財産	M	17, 233
(うち、基本財産充当額)		3, 000
一般正味財産	N	1, 375, 233
正味財産合計	O(M+N)	1, 392, 466

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 3,000,000 円の全額を出捐(所管課 農林水産局農林水産総務課)

(イ) 補助金

a 令和5年度農業振興対策事業費補助金(農地中間管理事業)を交付 (所管課 農林水産局就農支援課)

·補助額 144, 249, 635 円

・交付の目的 農用地等の利用の効率化、高度化を促進し、農業の生産性向上を図る

・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費

b 令和5年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付

(所管課 農林水産局林業課)

・補助額 318,200円

・交付の目的 水源の森整備事業の推進

・補助対象経費 造林、保育事業等に要する経費

(2) 監査の結果

7 一般社団法人広島県畜産協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・設立目的 広島県内において畜産業を営む者及びその組織する団体に対し経営支援・

指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜及び畜産物の衛生対策、 家畜の改良及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の安定 的な発展と振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に供

給することを目的とする。

・住所 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12

・代表者 会長理事 安藤 重孝

・設立 平成13年4月1日(平成25年4月1日一般社団法人へ移行)

・役職員(令和6年9月30日現在)

役員17人(うち常勤2人)

職員 15 人

・主な事業 畜産経営及び技術の指導と関係団体等の支援及び情報提供に関する事業

畜産経営の安定のための各種補給金の交付や価格差補てんに関する事業

家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種事業

畜産物に関する生産衛生の指導及び検査に関する事業

イ 経営の状況

(単位:千円)

区	分			令和5年度
経常収益			A	700, 072
経常費用			В	701, 420
当期経常増減額		С	(A-B)	▲ 1,348
経常外収益			D	0
経常外費用			Е	0
当期経常外増減額		F	(D-E)	0
当期一般正味財産増減額		G	(C+F)	▲ 1, 348
当期指定正味財産増減額			Н	81, 045
当期正味財産増減額合計		Ι	(G+H)	79, 697
資産合計		J	(K+O)	876, 232
負債合計			K	171, 383
指定正味財産			M	492, 257
(うち、基本財産充当額)				0
一般正味財産			N	212, 591
正味財産合計		О	(M+N)	704, 848

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況基本財産等 138,550,000 円のうち 62,500,000 円(45.1%)を出資 (所管課 農林水産局畜産課)

(2) 監査の結果

8 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 スポーツ活動と健康・体力つくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び 心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活 用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の 活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- · 所在地 広島市中区基町4番1号
- ・代表者 理事長 桜井 勝広
- ・設 立 昭和47年4月1日(平成25年4月1日財団法人から公益財団法人に移行)
- · 役職員(令和6年10月31日現在)

役員7人(うち常勤3人)

職員49人(県からの派遣職員7人を含む。)

・主な事業 スポーツ施設の管理運営

スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業

埋蔵文化財に関する調査・研究

施設利用者サービス事業

その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

(単位:千円)

区分		令和5年度
経常収益	A	1, 003, 723
経常費用	В	933, 043
当期経常増減額	C(A-B)	70, 681
経常外収益	D	0
経常外費用	Е	1, 493
当期経常外増減額	E (D-E)	▲ 1, 493
当期一般正味財産増減額	G(C+F)	69, 188
当期指定正味財産増減額	Н	▲ 9, 371
当期正味財産増減額合計	I (G+H)	59, 817
資産合計	J (K+N)	399, 166
負債合計	K	209, 539
指定正味財産	L	116, 328
(うち、基本財産充当額)		(19, 200)
一般正味財産	M	73, 299
(うち、基本財産充当額)		(3, 410)
正味財産合計	N (L+M)	189, 627

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

- ウ 県の財政的援助等の状況
- (ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資(令和6年10月31日現在)(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)
- (イ) 公の施設の指定管理者
 - · 施設名 広島県立総合体育館
 - ・所在地 広島市中区基町4-1
 - ・指定期間 令和6年4月1日~令和11年3月31日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 815,422,000 円(うち、令和5年度管理費用 135,533,000 円)
 - ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
 - ・利用状況(令和5年度)

利用料金収	八人	525, 935, 969 円
利用者数	大アリーナ	760,217人
	小アリーナ	131,272 人
	武道場	122,486 人
	弓道場	32,803 人
	プール	37,650 人
	トレーニングルーム	52,765 人
	健康・体力サポートセンター	1,459 人
	会議室	78, 595 人
	情報センター	9,049 人
	合 計	1,226,296 人

(ウ) 令和5年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付 (所管課 地域政策局スポーツ推進課)

·補助額 1,250,000円

・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グランドの利用促進を図る。

・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

9 公益財団法人暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域に おいて暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び 環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有す ると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、 もって安全で住みよい広島県の実現に寄与する。

- · 所在地 広島市中区基町 10 番 3 号
- ・代表者 理事長 中井 克洋
- ・設立 昭和62年6月1日(平成24年4月1日公益財団法人へ移行)
- · 役職員(令和6年10月末現在)

役員16人(うち常勤1人)

職員 6人(県からの派遣職員1人を含む)

・主な事業 暴力団員等による不当な行為を予防するための広報・啓発事業、暴力団員等 による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業、暴力 団員等による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業

イ 経営の状況

(単位:千円)

区分		令和5年度
経常収益	A	34, 808
経常費用	В	37, 978
当期経常増減額	C(A-B)	▲ 3, 171
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D-E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C+F)	▲ 3, 171
当期指定正味財産増減額	Н	0
当期正味財産増減額合計	I (G+H)	▲ 3, 171
資産合計	J (K+N)	893, 447
負債合計	K	3, 530
指定正味財産	L	861, 630
(うち、基本財産充当額)		856, 630
一般正味財産	M	28, 287
正味財産合計	N	889, 917

※ 出典:出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856, 630, 140 円のうち 710, 000, 000 円 (82.9%) を出捐(令和6年6月21日現在)(所管課 警察本部刑事部組織犯罪対策第二課)

(2) 監査の結果

10 一般社団法人広島県タクシー協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展に資するため の調査・研究及び対策、資料の収集及び統計の作成・配布、一般乗用旅客 自動車運送事業に関する啓発・広報活動、会員の福利厚生の増進及び共同

施設の運営管理 など

· 所在地 広島市西区観音新町一丁目7番71号

・代表者 会長 信原 弘

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度持続可能な公共交通の実現支援補助金、令和5年度広島県地域公共交通燃油費 高騰緊急支援金を交付(所管課 地域政策局公共交通政策課)

(ア) 持続可能な公共交通の実現支援補助金

- •補助額62,895,938円
- ・交付の目的 協会が主体となって行う、公共交通事業者に対する燃油費の高騰に左右 されない経営安定化を目指した省エネ対策等の実施を支援する。
- ·補助対象経費 1 管理運営事業

人件費、旅費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、消耗品費、通 信製本費、借料・損料、委託費等

2 支援金交付事業

交通事業者が実施する環境対策 (燃油費高騰対策に資するもの) 及び デジタル化対策 (燃油費高騰対策に資するもの) に要する支援金の交付

- (イ) 広島県地域公共交通燃油費高騰緊急支援金
 - ·補助額68,943,800円
 - ・交付の目的 燃油費高騰の影響が継続して厳しい経営状況が続く公共交通事業者に対 し、影響額の一部を緊急的に支援する。
 - ・補 助 対 象 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両

(2) 監査の結果

11 学校法人マイル・ストーン学園

(1)監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 幼稚園、小規模保育園の運営

・所在地 安芸郡府中町鹿籠2丁目13番5号

·代表者 理事長 後河内 良子

・学校(幼稚園)の状況(令和6年5月1日現在)

区分	園児数	教員数	職員数
府中南幼稚園	241 人	24 人	2 人

- (注1) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。
- (注2) 園児数は、満3歳児を含まない人数。

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和5年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金)を交付

(所管課 環境県民局学事課)

·補助額 52,422,000 円

・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減

・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 令和5年度幼稚園の教員等人材確保支援事業補助金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

・補助額 3,168,000円

・交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保

・補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

(ウ) 令和5年度私立学校こどもの安心・安全対策支援事業費補助金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

·補助額 350,000 円

・交付の目的 通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保に向けた取組の強化

・補助対象経費 送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理

装置・機器の購入に係る費用

(2) 監査の結果

12 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 私立幼稚園における教育環境の充実及び向上に資する事業 県民の就園機会を確保するための支援を行う事業 その他法人の目的を達成するために必要な事業

- ・所在地 広島市東区光町一丁目 15 番 21 号
- ・代表者 理事長 山中 隆司
- ・私立幼稚園連盟の加盟園及び園児数

(令和6年3月31日現在)

区分	園数 (園)	園児数 (人)	職員数(人)
幼稚園	119	13, 693	2, 092
幼稚園型認定こども園	18	1, 912	423
幼保連携型認定こども園	61	8, 998	2, 131
合 計	198	24, 603	4, 646
休園	1		

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度広島県私立学校振興費補助金(私立幼稚園連盟補助金、私学振興資金利子補給 事業補助金、退職金掛金補助金)を交付(所管課 環境県民局学事課)

(ア) 私立幼稚園連盟補助金

- ・補 助 額 1,300,000円(総事業費11,449,099円、補助対象経費8,821,764円)
- ・交付の目的 幼稚園等の教職員の資質及び教育条件の向上を図り、幼児教育及び保育 の充実に資する。
- ・補助対象経費 研修事業に要する経費

(イ) 私学振興資金利子補給事業補助金

- ・補助額11,276,000円(総事業費11,276,000円、補助対象経費11,276,000円)
- ・交付の目的 私立学校の施設・設備の整備充実を促進し、私立学校の振興を図る。
- ・補助対象経費 私立学校の設置者が設置する私立学校の施設・設備の整備等のため、金融機関等から借入を行った場合にその利息の一部を助成するため、公益財団法人広島県私立幼稚園連盟が行う利子の補給事業に要する経費

(ウ) 退職金掛金補助金

- ・補 助 額 143,072,960円 (総事業費 572,291,840円、補助対象経費 143,072,960円)
- ・交付の目的 私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校の振興に資する。
- ・補助対象経費 退職金掛金の軽減額

(2) 監査の結果

13 学校法人上智学院

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 大学、短大、高等学校、中学校の運営

・所在地 広島市西区古江上一丁目 630

・代表者 理事長 アガスティン サリ

・学校の状況(令和6年5月1日現在)

区分	生徒数	教員数	職員数
広島学院高等学校	547 人	33 人	4 人
広島学院中学校	561 人	30 人	8人

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金・授業料等軽減補助金・授業料等 減免事業補助金)等を交付

(所管課 環境県民局学事課)

(ア) 広島県私立学校振興費補助金 (経常費補助金)

・補助額 373, 121, 112 円

・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減

・補助対象経費 当法人の高等学校及び幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 広島県私立学校振興費補助金(授業料等軽減補助金)

・補助額 3,159,050円

・交付の目的 私立高等学校の学費負担困難者に対する授業料等の軽減

・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 広島県私立学校振興費補助金(授業料等減免事業補助金)

・補助額 336,000円

・交付の目的 私立小・中学校の学費負担困難者に対する授業料の減免

・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(工) 広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

•補助額 216,870円

・交付の目的 就学支援金受給者に代わって学校設置者が受領の事務を執行するため

・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料、旅費、役務費等

(2) 監査の結果

14 特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 産業廃棄物処理業者のリサイクル分野への転換を促進する技術研究開発事業

廃棄物の適正処理並びに処分地の維持管理再生に関する技術研究開発事業 循環型社会に対応した製造技術に関する技術研究開発事業

開発技術や他県技術の紹介、指導等を通じたリサイクル技術の導入・普及 を促進する技術研究開発事業

循環型社会に対応する循環型ビジネスモデルの構築に関する技術研究開発 事業

普及啓発活動や技術指導、技術者教育等、循環型社会の形成と循環型社会 形成の促進に資する関連事業

- · 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 西嶋 渉

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和5年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業補助金を交付

(所管課 環境県民局循環型社会課)

- •補助額 69,684,316 円
- ・交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の研究開発及び実証へ取り組む 者に対し、研究事業に要する経費を補助することにより、自主自律のも とで実施される研究事業を推進し、循環型社会の実現、環境・リサイク ル産業の活性化を図る。
- (イ) 令和5年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業(人材育成事業枠)補助金を交付 (所管課 環境県民局循環型社会課)
 - •補助額 907,224円
 - ・交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の移転及び事業化のための人材 育成へ取り組む者に対し、人材育成事業に要する経費を補助することに より、循環型社会の実現、環境・リサイクル産業の活性化を図る。

(2) 監査の結果

15 医療法人紫苑会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 医療圏において、病院及び診療所を経営し、科学的かつ適正な医療を普及・

提供する。

·所在地 福山市水吞町 1947 番地 2

・代表者 理事長 表 静馬

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金を交付

(所管課 健康福祉局医療介護政策課)

·補助額 62,640,000 円(総事業費 1,291,345,000 円,補助対象経費 276,100,000 円)

・交付の目的 地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する。

・対象経費 地域包括ケア病棟を整備するための工事費又は工事請負費

(2) 監査の結果

16 社会福祉法人倫

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 障害福祉サービス事業の経営

・所在地 東広島市黒瀬町丸山天津積 18-35

・代表者 理事長 小田 和博

イ 県の財政的援助等の状況

令和4年度社会福祉施設等整備費補助金を交付(所管課 健康福祉局障害者支援課)

•補助額 24,900,000 円

・交付の目的 社会福祉法人等が行う社会福祉施設の施設整備等に要する費用の一部を 補助することにより、社会福祉施設等の整備の促進を図る。

名 称	ありんこの家の整備(創設)事業	
所在地	東広島市黒瀬町丸山天津積 10018-33	
	共同生活援助施設の新築	
概要	・定員 10 人	
「	・建物構造 木造2階建	
	・延床面積 332.0 m ²	

(2) 監査の結果

17 福山商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な事業 地域振興のための意見・政策提言活動の展開、中小企業・小規模事業者の 成長と経営力の強化、産業の発展と潜在力の強化、地域資源を活用した都市 力の向上、経済交流の推進と都市基盤の整備、組織経営基盤の強化と会員サ ービスの充実

• 所在地 福山市西町二丁目 10 番 1 号

・代表者 会頭 小丸 成洋

会員の状況(令和6年10月31日現在)

個人	法人	団体	合計
1, 133	3, 955	35	5, 123

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和5年度小規模事業経営支援事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ·補助額 100,951,100 円 (総事業費 114,993,223 円、補助対象経費 100,951,100 円)
- ・交付の目的 小規模事業者に対する経営改善普及事業などを促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費。
- (イ) 令和5年度地域中小企業支援センター事業費補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ·補助額 3,928,907 円 (総事業費 5,918,054 円、補助対象経費 5,893,366 円)
- ・交付の目的 地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等の創意ある向上発展を促進し、地域の振興と活性化に寄与する。
- ・補助対象経費 地域中小企業支援センターが行う、創業予定者や中小企業者等の経営上 の様々な課題を解決するための事業に要する経費の一部
- (ウ) 令和5年度小規模事業者等DX推進支援事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 1,440,000 円 (総事業費 1,440,000 円、補助対象経費 1,440,000 円)
- ・交付の目的 商工会議所等の商工団体に所属する経営指導員等のDX支援スキルの向 上等に資する取組を促すことで、商工団体のDX推進支援体制の構築を図り、 小規模事業者等の経営課題の解決につながるDXの導入と活用を推進する。
- ・補助対象経費 DX推進の専門家と経営指導員等による小規模事業者等の伴走支援を 通じた経営指導員等の実践的なスキル向上等に要する経費。

(2) 監査の結果

18 備北森林組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

・主な業務組合員のためにする森林の経営に関する指導

組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付(所管課:農林水産局林業課)

·補助額 61,354,400 円

・交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計

画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業

道の開設等を支援する。

・補助対象経費 人工造林、樹下植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐

等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

19 広島空港振興協議会

(1) 監査の概要

ア 団体の概要

・主な事業 広島空港の利用促進に関する事業。

· 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 土木建築局空港振興課内

·代表者 会長 池田 晃治

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度広島空港振興協議会負担金を交付(所管課 土木建築局空港振興課)

- ·補 助 額 50,000,000 円 (総事業費 177,794,244 円、補助対象経費 177,794,244 円)
- ・交付の目的 広島空港の利用促進に関する事業など、空港振興のための各種活動を官 民一体となって展開し、中四国地域の圧倒的 No. 1 ゲートウェイとしての振 興を図る。
- ・補助対象経費 広島空港の利用促進事業に要する経費

(2) 監査の結果

20 ひろしま遊学の森管理グループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

・主な事業 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園の指定管理者業務

· 所在地 広島市中区大手町5丁目3番12号

・代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 坂根 紳也

・設立 平成 28 年 8 月 10 日

イ 公の施設の管理状況

・施設名 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園

・所在地 広島市東区福田町 10166-2

・指定期間 令和4年4月1日~令和9年3月31日

・指定期間に係る管理費用の上限額 307,440,000円

(うち、令和5年度管理費用 61,488,000円)

· 所管課 農林水產局森林保全課

·利用状況(令和5年度) 88,670人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

管理業務に係る事務処理について

「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定」に定められた管理業務である「飲食提供業務」において、収支等に係る報告が行われていないなど協定と異なる取扱いが見受けられた。協定と実際の事務処理が整合するよう、協定の見直しも含め、所管課と協議する必要がある。

21 福山地域ボートパーク運営共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

・主な事業内容 福山地域マリーナ施設の管理業務

・所在地 福山市新涯町二丁目 23-1

・代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

イ 公の施設の管理状況

・公の施設名 福山地域マリーナ施設

(ボートパーク福山及び柳津プレジャーボートスポット)

・指定期間 平成28年4月1日~令和8年3月31日

・指定期間に係る納付金の額 152,000 千円

(うち、令和5年度納付金15,200千円)

・所管課 土木建築局港湾振興課

ウ 利用状況 (令和5年度)

施設名	収容可能艇数	艇置数
ボートパーク福山	442 隻	367 隻
柳津プレジャーボートスポット	51 隻	50 隻
計	493 隻	417 隻

(2) 監査の結果